

田子町県境不法投棄原状回復調査協議会
第16回ワーキンググループ会議 議事要旨

- 日時及び場所 平成24年3月2日(金) 15:00~16:30 役場第1会議室
- 出席者 中村忠充委員(WGリーダー)、日沢一雄委員、坂下文明委員、一ノ渡尚武委員、宮村純吉委員、畠山嘉明委員、釜淵嘉内委員、畠山勉委員、釜淵一知委員 計9名
田子町: 山本町長、中澤室長、古郡主査 計3名
- 案件 (1) 撤去搬出状況について(資料1)
(2) 産廃特措法延長の動向(参考新聞記事)
(3) 町長との今後の町の対応などに関する意見交換
(4) その他

■ 討議内容

(1) 撤去搬出状況について

- ・撤去作業の遅れの経緯と今年度の撤去量が15万トン程度となる見込みについて事務局報告。
- ・農作物中ダイオキシン類調査結果及び自主撤去の実施(廃コンデンサの対応)について事務局報告。

(2) 産廃特措法延長の動向

- ・産廃特措法改正案の閣議決定について新聞報道を基に報告。改正案の内容は不明だが、これまでと大きな変更はないとの認識。今後策定される実施計画案には、浸出水処理施設の稼働期間の目処も示され、環境再生計画の具体的なスケジュールも示されるものと思われる。
- ・8月までには実施計画変更案の環境省への提出作業に入り、その際には田子町からも実施計画案に関する意見が求められるものと思われる。
- ・特措法が延長されることで県が実施する原状回復事業の期間を平成26年度以降に延長することもあり得るが、これは別の問題。地元としては当初の予定どおり平成25年度内に完了することを今後も強く求める。

(3) 町長との今後の町の対応などに関する意見交換

① 廃棄物の搬出経路について

- ・歩行者等の交通安全対策として、全搬出車両のうち一部の車両が広域農免道路を走行する案。
- ・広域農免道路は町の管轄となっていることから、搬出車両が走行する期間だけ県の管轄としてもらうことは可能か。
- ・広域農免道路を走行することで、沿道の家畜への影響から反対意見が出るのではないか。
- ・町としても可能性を慎重に検討し、実現可能なようであれば県へ提案するとしたい。そのためには、三戸町からの理解と協力が不可欠になる。

② 環境再生について

- ・「自然再生」の取り組みとして、町で平成21年度から3ヵ年で実施している苗木の育苗管理について、
 - 1) 今年度末で町としての事業が完了し、約45,000本の苗木が生産される見込みであること
 - 2) うち35,000本を青森県へ譲渡し、来年度から植樹開始時期まで県が管理すること
 - 3) 青森県では現場全域の3/1程度(約3.5ha)の面積を植栽可能範囲と想定しており、平成26年度からの植樹開始を検討していること

を事務局から説明。

- ・ 植栽時に客土を入れる場合、3.5haに約30cmの客土を仮定すると、約5,470万円という試算。
- ・ 植栽可能範囲を3.5haに拘らず、より広い面積で想定しておいた方がいい。
- ・ 自然再生事業の前提の認識として、長期的なものとするか短期的なものとするかで手法や経費は大きく異なる。どちらの視点で自然再生へ取り組むのか。
- ・ 植栽時に客土を必要とすることを、当ワーキンググループの共通認識、今後の要望としたい。
- ・ 「地域振興」の取り組みとして、青森県へ施策提案のあったバイオマス施設の設置等に関するこれまでの検討状況について報告。

(4) その他

- ・ 国道104号の拡幅工事（交通安全対策事業）の進捗が遅れているように感じる。県当局へ工事の早期完成を強くお願いしたい。県から地元住民に対して積極的に説明、交渉するよう要望したい。

■ 今後の対応について

- ・ 町としても工夫した取り組みを行い、まずは町民へ当事案をより知ってもらえるよう情報発信しながら、県民へ町の取り組みを示すことが大切。